

参考資料

特定建築物の維持管理(建築物衛生法施行令・施行規則)

空気環境の管理	測定項目	浮遊粉じん量・一酸化炭素含有率・二酸化炭素含有率・温度・相対湿度・気流・ホルムアルデヒド量	
	測定頻度	2月以内ごとに1回、定期に、測定すること(ホルムアルデヒドについては下段)	
	(ホルムアルデヒド)	建築、大規模の修繕・模様替えを行ったときは、工事完了使用開始後、最初の6月1日～9月30日の間に1回、測定すること	
	冷却塔	水道法第4条の水質基準に適合する水を供給すること	
		冷却塔、冷却水について使用開始時及び1月以内ごとに1回、定期に、汚れの状況を点検し、必要に応じて清掃及び換水等を行うこと	
		冷却塔、冷却水の水管を1年以内ごとに1回、定期に、清掃すること	
	加湿装置	水道法第4条の水質基準に適合する水を供給すること	
		加湿装置について、使用開始時及び1月以内ごとに1回、定期に、汚れの状況を点検し、必要に応じて清掃等を行うこと	
		加湿装置を1年以内ごとに1回、定期に、清掃すること	
	空気調和設備内に設けられた排水受け	空気調和設備内に設けられた排水受けについて、使用開始時及び1月以内ごとに1回、定期に、汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じて清掃等を行うこと	
飲料水（中央式給湯設備を含む）の管理	遊離残留塩素	7日以内ごとに1回、定期に検査すること(遊離残留塩素含有率0. 1ppm以上保持、直結給水を除く)	
	水質検査頻度	6月以内ごとに1回(消毒副生成物は、毎年、6月1日～9月30日の間に1回)、定期に、検査すること	
	水質検査項目	(16項目)	一般細菌，大腸菌，鉛及びその化合物，亜硝酸態窒素，硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素，亜鉛及びその化合物，鉄及びその化合物，銅及びその化合物，塩化物イオン，蒸発残留物，有機物(全有機炭素の量)，pH値，味，臭気，色度，濁度
		消毒副生成物(12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン，塩素酸，クロロ酢酸，クロロホルム，ジクロロ酢酸，ジブロモクロロメタン，臭素酸，総トリハロメタン，トリクロロ酢酸，ブロモジクロロメタン，ブロモホルム，ホルムアルデヒド
	貯水槽清掃	1年以内ごとに1回、定期に、清掃すること	
	貯水槽維持管理(貯湯槽含む)	○ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上消毒し、排除後立ち入らないこと ○ 水張り後、給水栓・貯水槽内の水について、残留塩素、色度、濁度、臭気、味を検査すること ○ 貯水槽等の状態を定期に点検し、必要に応じ補修等を行うこと ○ 貯湯槽内の水の攪拌及び槽底部の滞留水の排出を定期に行い、温度を均一に維持すること	
	簡易専用水道定期検査	1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録機関の検査を、定期に、受検すること〔水道法〕	
雑用水の管理	遊離残留塩素	7日以内ごとに1回、定期に、検査すること(遊離残留塩素含有率0. 1ppm以上保持)	
	pH値、臭気、外観	散水・修景・清掃・水洗便所に使用	7日以内ごとに1回、定期に、検査すること (pH値:5. 8以上8. 6以下／臭気:異常なし／外観:殆ど無色透明)
	大腸菌	散水・修景・清掃・水洗便所に使用	2月以内ごとに1回、定期に、検査すること（不検出）
	濁度	散水・修景・清掃・に使用	2月以内ごとに1回、定期に、検査すること（2度以下）
	雑用水槽維持管理	○ 雑用水槽の清掃は、材質や水源種別等に応じ適切な方法により定期に行うこと ○ 雑用水槽等の状態を定期に点検し、必要に応じ補修等を行うこと	
排水設備の管理		○ 6月以内ごとに1回、定期に掃除すること ○ 排水槽・阻集器・トラップ・排水管・通気管等を定期に点検し必要に応じ補修等を行うこと	
建築物の清掃		○ 日常行う掃除のほか、6月以内ごとに1回、定期に、統一的に大掃除を実施すること ○ 廃棄物の分別・収集・運搬・貯留について、衛生的かつ効率的に処理すること	
ねずみ等の防除		○ 6月以内ごとに1回、定期に、統一的に調査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること ○ 食料取扱区域や排水槽・阻集器・廃棄物保管設備周辺等ねずみ等が発生しやすい箇所は2月以内ごとに1回生息状況等を調査すること	

斜体字は、施行規則に基づき空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準を定める告示(H15. 3. 25)

特定建築物の水質検査項目・頻度及び基準

No.	項 目	水源が水道水・専用水道の場合* ¹		水 質 基 準
		6 ヶ月に1回	1 年に1回	
1	一般細菌	○		1 0 0 個／m l
2	大腸菌	○		検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物			0. 0 0 3 m g／l
4	水銀及びその化合物			0.0005 m g／l
5	セレン及びその化合物			0. 0 1 m g／l
6	鉛及びその化合物	○* ²		0. 0 1 m g／l
7	ヒ素及びその化合物			0. 0 1 m g／l
8	六価クロム化合物			0. 0 2 m g／l
9	亜硝酸態窒素	○		0. 0 4 m g／l
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○* ³	0. 0 1 m g／l
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		1 0 m g／l
12	フッ素及びその化合物			0. 8 m g／l
13	ホウ素及びその化合物			1. 0 m g／l
14	四塩化炭素			0. 0 0 2 m g／l
15	1,4-ジオキサン			0. 0 5 m g／l
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			0. 0 4 m g／l
17	ジクロロメタン			0. 0 2 m g／l
18	テトラクロロエチレン			0. 0 1 m g／l
19	トリクロロエチレン			0. 0 1 m g／l
20	ベンゼン			0. 0 1 m g／l
21	塩素酸		○* ³	0. 6 m g／l
22	クロロ酢酸		○* ³	0. 0 2 m g／l
23	クロロホルム		○* ³	0. 0 6 m g／l
24	ジクロロ酢酸		○* ³	0. 0 3 m g／l
25	ジブロモクロロメタン		○* ³	0. 1 m g／l
26	臭素酸		○* ³	0. 0 1 m g／l
27	総トリハロメタン		○* ³	0. 1 m g／l
28	トリクロロ酢酸		○* ³	0. 0 3 m g／l
29	ブロモジクロロメタン		○* ³	0. 0 3 m g／l
30	ブロモホルム		○* ³	0. 0 9 m g／l
31	ホルムアルデヒド		○* ³	0. 0 8 m g／l
32	亜鉛及びその化合物	○* ²		1. 0 m g／l
33	アルミニウム及びその化合物			0. 2 m g／l
34	鉄及びその化合物	○* ²		0. 3 m g／l
35	銅及びその化合物	○* ²		1. 0 m g／l
36	ナトリウム及びその化合物			2 0 0 m g／l
37	マンガン及びその化合物			0. 0 5 m g／l
38	塩化物イオン	○		2 0 0 m g／l
39	硬度（カルシウム、マグネシウム等）			3 0 0 m g／l
40	蒸発残留物	○* ²		5 0 0 m g／l
41	陰イオン界面活性剤			0. 2 m g／l
42	ジェオスミン			0.00001 m g／l
43	2-メチルイソボルネオール			0.00001 m g／l
44	非イオン界面活性剤			0. 0 2 m g／l
45	フェノール類			0. 0 0 5 m g／l
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○		3 m g／l
47	p H値	○		5. 8～8. 6
48	味	○		異常でないこと
49	臭気	○		異常でないこと
50	色度	○		5 度
51	濁度	○		2 度

* 1 地下水その他水道水又は専用水道から供給を受ける水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、別途規定による。

* 2 水質検査の結果水質基準に適合していた場合には、次回の水質検査は省略できる。
〔厚労省健康局長通知「建築物環境衛生維持管理要領」（H20.1.25付け）〕

* 3 6月1日から9月30日までの間に行うこと。